

「交付目論見書の作成に関する規則」等の制定等について（案）

平成 21 年 12 月 30 日
社団法人 投資信託協会

1. 制定の目的

平成 21 年 12 月 28 日公布の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等の一部改正に伴い、本改正を円滑に実施し、開示情報の適正化を図り、もって投資者の保護に資するため、投資信託の交付目論見書の作成に関する規則等の制定を行うこととする。

2. 募集期間

平成 21 年 12 月 30 日（水）より平成 22 年 1 月 29 日（金）（午後 5 時）まで

3. 主な制定及び改正の内容

(1) 制定する規則等

- ・ 交付目論見書の作成に関する規則
- ・ 交付目論見書の作成に関する規則に関する細則

(2) 改正する指針

- ・ 商品分類に関する指針の一部改正(案)

「商品分類に関する指針」に「V.」として、「IV.」に定める記載例「商品分類及び属性区分の一覧表の様式及び記載上の留意事項について」の適用について、「交付目論見書の作成に関する規則」を適用する旨を新設する。

(3) 廃止するガイドライン

- ・ 目論見書の作成に当たってのガイドライン